

## 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の要点

### 1. 指針策定の経緯

- ・情報通信機器を用いた診療については、これまで医師法第20条及び平成9年12月24日付け厚生省健康政策局長通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」により、その取扱いが示されていた。

#### 医師法第20条

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。

#### 情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（要約）

##### 1 基本的考え方

遠隔診療は、あくまで直接の対面診療の補完であるが、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合、遠隔診療は直ちに医師法第20条等に抵触しない。

##### 2 留意事項

- ・初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること
- ・直接の対面診療を行うことができる場合や他の医療機関と連携することにより直接の対面診療を行うことができる場合には、これによること
- ・上記に関わらず、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療でも差し支えない

・このようななか、更なる情報通信技術の進展、医師の偏在対応、医師の働き方改革等を踏まえ、情報通信機器を用いた診療の普及が一層進んでいくと考えられることから、オンライン診療に関して最低限遵守すべき事項やその考え方等を示すことで、患者、医師、関係者にとって安心できる適切なオンライン診療の普及を推進するために、本指針が策定された。

### 2. 用語の定義と指針の対象範囲

#### ・遠隔診療

情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為

#### ・オンライン診療

遠隔診療のうち、医師患者間において、情報通信機器を通して、患者の診療及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムにより行う行為

#### ・オンライン受診勧告

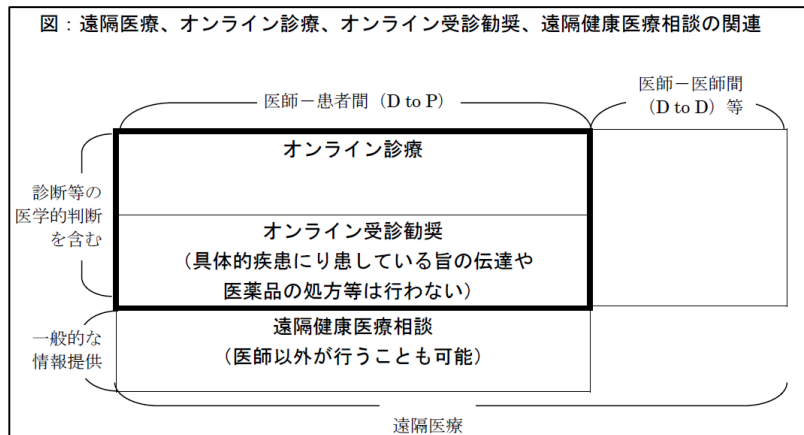
遠隔診療のうち、医師患者間において、情報通信機器を通して患者の診察を行い、医療機関への受診勧奨をリアルタイムにより行う行為。具体的な疾患名を挙げ、これに罹患している旨を伝達す

る、OTC薬の使用を指示する等を行ってはならない。

・遠隔健康医療相談

遠隔診療のうち、医師又は医師以外の者と相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行うが、一般的な医学的な情報の提供等に留まるもの。

・上記のうち、本指針の対象となるのはオンライン診療及びオンライン受診勧奨（下図参照）



### 3. 具体的運用

・本項目では、オンライン診療を実施するに当たっての提供体制や提供内容等の下記事項について、「最低限遵守する事項」及び「推奨される事項」をその考え方とともに示している。「最低限遵守すべき事項」として掲げる事項は、オンライン診療の安全性を担保し、診療として有効な問診等が行われるために必要なものであり、これを遵守してオンライン診療を行う場合には、医師法第20条に抵触するものではないとされる。

- (1) 医師-患者関係/患者合意：医師と患者双方の合意に基づき実施すること等
- (2) 適用対象：初診は原則直接の対面で行うこと等
- (3) 診療計画：オンライン診療を行うに当たって必要となる医師患者間のルールを定めること
- (4) 本人確認：医師免許証、運転免許証等により、本人であることを確認すること
- (5) 薬剤処方・管理：新たに処方を行う場合は、直接の対面で行うこと等
- (6) 診察方法：リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用すること等
- (7) 医師の所在：医療機関と同程度に患者の情報を得られる環境で行うこと
- (8) 患者の所在：医療提供施設又は患者の居宅等で提供されること
- (9) 通信環境：情報セキュリティ対策を構築すること等
- (10) その他